

## 4 年 表

昭和48年 7月16日	新潟東港地域水道用水供給企業団設立許可を県知事へ申請
昭和48年 7月25日	新潟県知事から許可を得る(事務局を新潟市水道局内に置く) 新潟東港地域水道用水供給企業団規約施行 (構成団体:新潟市, 新発田市, 豊栄市, 紫雲寺町, 聖籠村)
昭和48年12月13日	水道用水供給事業の認可を厚生大臣へ申請
昭和49年 2月12日	阿賀野川水利使用許可を建設大臣へ申請
昭和49年 3月 4日	厚生大臣から水道用水供給事業の認可を得る (計画一日最大供給量:70,450 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日)
昭和52年 4月24日	浄水場用地の買収を完了
昭和53年 6月 7日	建設事業の起工式を挙行
昭和54年 4月 1日	特定広域化施設整備事業に採択される(厚生大臣)
昭和55年 2月29日	水道用水供給事業の変更認可を厚生大臣へ申請
昭和55年 3月13日	厚生大臣から水道用水供給事業の変更認可を得る (計画一日最大供給量:82,800 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日)
昭和56年 2月12日	浄水場に原水到着
昭和56年 3月31日	第1期建設事業(41,400 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日)完成
昭和56年 4月 1日	事務局を現在位置に移転 料金設定(基本料金:5,416円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> /年, 使用料金:15円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
昭和56年 4月21日	新潟市へ供給を開始する
昭和56年 5月21日	豊栄市へ供給を開始する
昭和56年11月 7日	通水式を挙行する
昭和57年 3月17日	建設大臣から水利使用許可を得る (0.888 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /秒, 76,700 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日)
昭和58年 3月31日	国営阿賀野川用土地改良事業に関する共同工事完了
昭和58年 4月30日	構成団体として新たに新潟東港臨海水道企業団が加入する
昭和58年 7月 1日	紫雲寺町(西部)へ供給を開始する
昭和58年 8月 1日	聖籠町へ供給を開始する
昭和58年10月 1日	新潟東港臨海水道企業団へ供給を開始する
昭和59年 4月 1日	料金改定(基本料金:6,000円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> /年, 使用料金:11円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
昭和59年12月 1日	紫雲寺町(中央)へ供給を開始する
昭和62年 4月 1日	料金据置(基本料金:6,000円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> /年, 使用料金:11円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
平成元年 4月 1日	料金改定(消費税転嫁, 税率:3%)
平成元年10月 1日	機構改革(係制へ移行)
平成 2年 1月25日	新発田市へ供給を開始し, 全面供給となる
平成 2年 3月31日	専用施設建設完了
平成 2年 4月 1日	料金改定(基本料金:7,400円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> /年, 使用料金:11円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
平成 3年 1月30日	阿賀野川水利使用変更許可を建設大臣へ申請
平成 3年 3月29日	建設大臣から水利使用変更許可を得る (1.044 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /秒, 90,200 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日)
平成 3年 3月31日	第二期建設事業(浄水・送水施設 82,800 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日)完成
平成 3年10月25日	竣工式を実施する
平成 5年 4月 1日	導水ポンプ(200,000 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日)設置に工事着手(県企業局との共同工事)
平成 7年 3月15日	導水ポンプ(200,000 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日)設置工事の完了
平成 7年 4月 1日	料金改定(基本料金:8,000円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> /年, 使用料金:11円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
平成 8年 3月31日	第三期建設事業の完了(→創設事業完了)
平成 9年 4月 1日	料金改定(消費税等税率改正, 税率:3%→5%)
平成10年 4月 1日	料金改定(基本料金:22.29円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日, 使用料金:11円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
平成13年 4月 1日	料金据置(基本料金:22.29円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日, 使用料金:11円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
平成13年 5月28日	北陸地方整備局長から水利使用許可(更新)を得る (1.044 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /秒, 90,200 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日)
平成16年 4月 1日	料金改定(基本料金:23.30円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日, 使用料金:11円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
平成17年 3月21日	新潟市及び豊栄市の市町村合併により構成6団体から5団体となる
平成17年 5月 1日	新発田市及び紫雲寺町の市町村合併により構成5団体から4団体となる
平成19年 4月 1日	料金据置(基本料金:23.30円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日, 使用料金:11円/ <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
平成21年11月30日	新潟東港臨海水道企業団の解散・脱退により構成4団体から3団体となる

平成21年12月 1日	明和工業株が新たに受水団体として参画したことにより4受水団体となる
平成22年 4月 1日	料金据置(基本料金:23.30円/m <sup>3</sup> /日, 使用料金:11円/m <sup>3</sup> )
平成23年 3月22日	北陸地方整備局長から水利使用許可(更新)を得る (0.981m <sup>3</sup> /秒 … 84,800m <sup>3</sup> /日)
平成23年 3月29日	水道G L Pの認定を受ける(日本水道協会)
平成23年 3月31日	新潟東港地域水道ビジョン及びマスタープランを策定
平成23年 4月 1日	料金据置(基本料金:23.30円/m <sup>3</sup> /日, 使用料金:11円/m <sup>3</sup> )
平成26年 3月31日	マスタープランを見直し
平成26年 4月 1日	料金改定(消費税等税率改正, 税率:5%→8%) 新会計基準に沿った会計処理となる
平成27年 3月29日	水道G L Pの認定継続